



平成 29 年 4 月 13 日

各位

会社名 株式会社 大 和
代表者名 取締役社長 宮 二 朗
(コード番号：8247 東証第二部)
問合せ先 業務本部
経理部長 長 嶋 和 生
(TEL. 076-220-1100)

株式併合、単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年5月25日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）におきまして、株式併合にかかる議案を付議し、併せて本定時株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行うものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成29年9月1日をもって、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主様がご所有されている株式について、5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年9月1日をもって株式併合割合にあわせて16,000,000株（併合前 80,000,000株）に発行可能株式総数を変更いたします。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29年2 月28日現在)	30,017,000株
併合により減少する株式数	24,013,600株
併合後の発行済株式総数	6,003,400株

⑤併合により減少する株主数

平成29年2月28日現在の株主名簿に基づく株主構成は以下の通りです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	4,463名 (100.0%)	30,017,000株 (100.0%)
5株未満	164名 (3.7%)	246株 (0.0%)
5株以上	4,299名 (96.3%)	30,016,754株 (99.9%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式をご所有の株主様164名様は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第192条第1項の規定により、ご所有の単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することが可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法第235条の規定に基づき、全ての端数を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案、ならびに単元株式数の変更および定款の一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、当社株式の売買単位である単元株式数を変更することとします。

(2) 変更の内容

平成29年9月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案、ならびに単元株式数の変更および定款の一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ①本定時株主総会において、株式併合にかかる議案が承認可決されることを条件として、株式併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。
- ②「2. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条(単元株式数)を変更するものです。
- ③なお、上記①および②の変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年9月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものとします。

(2) 変更の内容

変更内容は以下の通りであります。(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>8千万株</u> とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>1千6百万株</u> とする。
第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数 <u>1,000株</u> とする。	第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数 <u>100株</u> とする。
	附則 <u>第6条及び第7条の規定の変更は、平成29年9月1日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第6条及び第7条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案、ならびに単元株式数の変更および定款の一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程 の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年4月13日
定時株主総会決議日	平成29年5月25日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年9月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年9月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年9月1日(予定)

※単元株式数の変更の効力発生日は上記のとおりですが、売買単位につきましては平成29年8月29日より変更となります。

(添付資料) ご参考：単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q3. 株式併合、単元株式数の変更の目的はなんですか。

- A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、これにもとづき、平成30年10月1日を期限として、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を念頭におきながら、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや、中長期的な株価変動等を勘案し、株式併合(5株を1株に併合)を実施するものであります。

Q4. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,678株	1個	335株	3個	0.6株
例②	1,000株	1個	200株	2個	0株
例③	682株	0個	136株	1個	0.4株
例④	386株	0個	77株	0個	0.2株
例⑤	4株	0個	0株	0個	0.8株

Q5. 株式併合による資産価値への影響はありますか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となるためです。なお、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

Q6. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

- A. 株主様が所有する当社株式数は、株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合(5株を1株)を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式(1株に満たない株式)については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 株主は何か手続きが必要ですか。

- A. 特段のお手続きの必要はございません。ただし、ご所有の株式が5株未満の場合は、株式併合により1株未満の端数株式となるため、これを当社がまとめて処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。

Q8. 株式併合後も単元未満株式の買い取りや買い増しをしてもらえますか。

- A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。尚、単元未満株式の買取制度につきましては、現在当社は採用いたしておりません。

【お問合せ先】

ご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の当社の株主名簿管理人までお問合せください。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社

連絡先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：9:00 ～ 17:00（土・日・祝祭日を除く）

以 上